



SMA ジャパン株式会社 一般引渡条件

日本版—日本顧客向け—2017 年 10 月改訂

I. 総則

1. 本一般引渡条件（以下、「本条件」という。）は、SMA ジャパン株式会社（以下、「SMA」という。）による顧客（以下、「顧客」という。）に対する、すべての販売、引渡し、及びサービスに適用されるものとする。本条件は、両当事者間のすべての取引に対して、特段本条件に言及することなく、本条件が適用されるものとする。
2. 顧客の一般取引条件は、SMA が書面で明示的に承認したものに限り、適用されるものとする。
3. 個々の取引において、本条件の規定とは異なる別の規定が特別に書面で合意された場合、本条件はかかる特別の規定に対する従属的及び補足的な規定とみなすものとする。
4. 顧客は、関連する契約に定められているパフォーマンス特性を備えた標準ソフトウェアを、その形式を変更せずに使用する非独占的な権利を付与されるものとする。ソフトウェアの譲渡、販売、又は関連する契約所定の場所以外の場所での使用、及びセキュリティー上のコピーの範囲を超えるソフトウェアの複製は、SMA の書面の同意がある場合に限り認められるものとする。これに違反した場合、顧客は、SMA が被った損害を SMA に賠償する義務を負うものとする。
5. SMA は、入札文書に対するすべての権利を有するものとする。発注しない場合には、SMA の求めに応じて、すべての文書が直ちに返却されるものとする。営業及び取引上の秘密は、厳格に機密情報として扱わなければならない。
6. 製品販売に関し提供された文書のみならず、試作品（プロトタイプ）、事例又はサンプル、及び特にそれぞれの製品情報又は製品販売に関する宣伝資料中の技術データ及び説明は、当事者を拘束するものではなく、情報提供のみを目的としている。これらは、SMA が提供する製品又はサービスの品質又は耐久性を保証するものではない。

II. 価格 - 梱包 - 支払条件

1. 販売される製品、数量、価格、引渡日、引渡地、及びその他当該製品の関連事項は、個別契約中で合意され、当該個別契約は、本条件の適用を受ける。当事者間に特段の定めがない限り梱包費用は、製品の価格に含まれる。
2. すべての製品価格の支払いは、顧客が請求書を受領した月の翌月末日までに、円建てで行うものとする。
3. 顧客が支払いを怠った場合、又は顧客の信用度が重大な危険にさらされたと合理的に認められる場合、SMA は、他の規定を損なうことなく、顧客の残りの債務の支払期限が直ちに到来することを宣言し、前払い若しくは担保の提供を要求する権限を有し、又は相当の期間において催告をしたのちに個別契約を解除することができるものとする。顧客の信用度が重大な危険にさらされた場合とは、顧客が支払いを停止した場合、顧客の資産に関連して破産手続が開始された場合、又は破産手続を開始するための申立てがなされたが、資産不足のために破産手続が開始されない場合を意味する。
4. 顧客は、争いのない反対債権、SMA の承諾を得た反対債権、又は法律により決定された反対債権のみを相殺することができる。留置権の主張についても同様とする。

III. 引渡し - 引渡期限 - 遅延

1. SMA は、物の一部の引渡し及びサービスの一部の提供をした上で請求することができ、また、顧客の同意を得ずに引き渡す製品の原材料を変更することができるものとする。ただし、これによって製品の性能又は機能が変化しないことを条件とする。
2. 顧客が SMA に提供することになっているすべての提供品、文書、許可及び認可を SMA が期限内に受け取り、かつ前払いを含む合意された支払条件及び引渡しに必要なその他のすべての義務が履行された場合にのみ、SMA は、定められた引渡期限を遵守するものとする。その他の場合、引渡期限は合理的な期間延長されるものとする。
3. 労働争議、政府当局による措置、自然災害（地震、暴風雨、津波を含む）不可抗力、又は SMA による提供が妨げられる可能性のあることが立証できる類似の事態が発生した場合、引渡期限は、合理的な期間延長されるものとする。
4. SMA がその下請供給業者から供給を受けることができないために、約束したサービスを提供することができない場合、SMA は、品質及び価格が同等のサービスを提供することができるものとする。これが不可能な場合、SMA は、個別契約を解除することができる。このような場合、SMA は、提供不能であることについて遅滞なく顧客に通知し、顧客がすでに支払った金額をすみやかに償還するものとする。
5. 引渡しのために定められた合理的な期間が満了した場合であっても、引渡し遅延を理由とする顧客の損害賠償請求、又は履行に代わる損害賠償請求は、引渡し遅延のすべての場合に排除されるものとする。ただし、悪意若しくは重大な過失、又は死亡、身体傷害、若しくは健康被害による強制賠償責任がある場合には適用されないものとする。顧客は、引渡し遅延が本第 V 条に基づき SMA の責めに帰すべき事由がある場合には、契約を解除することのみができる。上記の規定によって、顧客の損害に対する立証責任は、顧客にとって不利になるようには変更されないものとする。
6. SMA の求めに応じて、顧客は、引渡し遅延を理由として契約を解除するか、又は引渡しの履行を引き続き要求するかを、合理的な期間内に意思表示する義務を負う。

IV. 危険の移転

1. 危険負担は、個別契約にしたがい製品が顧客に引き渡されたときをもって顧客に移転するものとする。
2. 輸送方法は、SMA の裁量により決定される。

V. 所有権の留保

1. 顧客との取引関係から生じるすべての請求（顧客の製品価格の支払義務を含む）が満たされるまで、引き渡される製品は、引き続き SMA が所有権を有するものとする。それにもかかわらず顧客は、所有権が SMA に留保された状態で、通常の取引において、製品を転売することができる。
2. 顧客は、顧客が所有する製品に対して第三者による強制執行、差押え、又はその他の命令若しくは妨害を受ける場合は、直ちに SMA に通知するものとする。

- 顧客の義務違反,特に支払の不履行の場合,SMA は,顧客に指定した適切な履行期間が経過しても当該違反が治癒されない場合,個別契約を解除し,所有権が留保されている製品を取り戻し,この取戻し目的のために顧客の敷地に立ち入り,SMA が顧客に対して保有する買掛金から当該取り戻した製品の価額を差し引くことができるものとする。

VI. 品質の瑕疵

- 顧客は,製品の引渡しを受け次第,遅滞なく当該製品の検査を行うものとする。顧客は,軽微な瑕疵を理由として,引渡を受けた製品の受入れを拒否することはできない。顧客は,上述の製品検査において製品に瑕疵又は数量不足を発見した場合,遅滞なくその旨を SMA に通知するものとする(いかなる場合においてもかかる通知は製品の引渡日から 8 日以内発せられなければならない)。日本の商法第 526 条に規定されているように,(1)顧客は上述の規定の定めるところに従い SMA に対してその旨の通知を適時に発しなければ製品に瑕疵があることまたはその数量に不足があることを理由として個別契約を解除または代金減額請求若しくは損害賠償を請求することは出来ない(2)製品に直ちに発見することが出来ない瑕疵がある場合において顧客が製品の引渡日から 6 箇月以内に瑕疵を発見した場合も同様とする。
- 前項に基づく瑕疵に関する法定請求可能期間は,顧客が瑕疵を発見したときから 12 ヶ月間である。これは,死亡,身体傷害,若しくは健康被害が生じた場合,又は SMA による故意若しくは重大な過失による義務違反から生じた瑕疵,及び悪意ある瑕疵の隠蔽の場合には適用されないものとする。
- 上記規定に従い SMA が瑕疵につき責任を負う場合において,すべての部品又はサービスは,SMA の裁量により,無償で修理,交換,又は再び提供される。ただし,危険の移転時に,瑕疵の原因がすでに存在していたことを条件とする。ソフトウェア障害の場合,障害の結果を回避するための指示をすることにより,十分な対応がなされたことみなすものとする。
- 合意した品質からの軽微な逸脱,有用性のわずかな低下,自然の損耗,又は誤った取扱い若しくは過失により危険の移転後に生じた損傷,不適切な使用,誤った設置作業,過剰な負荷,落雷などの外部の影響,並びに運用マニュアルに従って適切に行われなかった修正若しくは修理作業及び不適切な保守に起因する瑕疵の場合は,瑕疵に基づくいかなる請求権も生じないものとする。
- 瑕疵に関する請求が誤って行われた場合,SMA は,負担した費用を顧客へ請求することができるものとする。
- 取引の対象物が顧客の敷地以外の場所に後に移転したことにより支出が増加した場合,顧客は瑕疵への対応の過程で負担する支出(特に,出張旅費,労務費,及び原材料費を含む)に関していかなる請求権も有しないものとする。ただし,かかる移転が,引渡物の契約上の用途に準拠している場合には,この限りではない。
- SMA は本条第 3 項に規定する限度において瑕疵ある製品に対する担保責任を負うものとする。顧客が購入者と契約を締結し,その契約における担保責任が SMA の担保責任の範囲または法律上の担保責任の範囲を超える場合,SMA は本条件を超える担保責任を負わないものとする。
- さらに,第 VII 条(その他の賠償請求)の規定が,本第 VI 条に定める損害賠償請求 に関して適用されるものとする。瑕疵に基づく SMA 若しくはその代理人に対する顧客の他の請求,又は本第 VI 条に定める請求とは異なる若しくはそれを超える請求は,排除されるものとする。

VII. その他の賠償請求

- 適用法により許容される範囲において,本条件により SMA は(1)SMA の故意または重大な過失により引起された直接損害,通常損害について責任を負い,(2)いかなる場合においても SMA は特別損害,間接損害,付随損害(売電により得ることが出来たであろう利益のような逸失利益を含む)についての責任を負わない

ものとする。

- 前項の規定は,製造物責任法から生じる生命,身体,健康に関する損害賠償(経済的財産の損害を除く),又は SMA 若しくはその代理人による故意若しくは重大な過失がある場合の損害賠償,又は死亡,身体傷害,若しくは健康被害,又は悪意ある瑕疵の隠蔽には適用されないものとする。ただし,これらの場合においても賠償は合理的に予測可能な損害に制限されるものとする。
- 事前に SMA の書面による同意を得ない限り,SMA の製品を,医療分野又は航空分野において使用することはできない。

VIII. その他の条件

- 日本法が,本契約関係に関連する SMA と顧客とのすべての契約関係に適用されるものとする。本契約関係に起因又は関連する紛争の裁判管轄地は東京とする。また,SMA は,顧客の法的事業所在地において訴訟を提起する権利を有するものとする。
- 本条件または個別契約の個々の規定が無効となった場合でも,本条件または個別契約の残りの部分はその後にも影響を受けないものとする。ただし,本条件または個別契約を維持することが一方の当事者に不当な困難を与える場合には,この限りではない。
- SMA は,日本の個人情報保護法に従って,両当事者相互の取引関係の枠組内で,顧客のデータを取扱うものとする。